

修学支援新制度予約採用候補者の学納金納付方法について
< 2026 年 4 月入学予定者 >

2026 年 4 月入学予定者より修学支援新制度予約採用候補者の学納金納付方法を変更します。今までの「通常の学納金を納入し入学後に減免費用分を還付（返金）する」方法から「減免費用分は予め徴収しない」方法に変更します。

ただし、入学金（20 万円）は、入学 1 次手続き締切日までに一旦全額を納入していただきますが、入学金の減免分につきましては入学後に還付（返金）いたします。

■ **2026 年 4 月入学予定者の学納金納付方法について**

対象者

国の「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）」予約採用候補者で、
本学の 2026 年度入学試験に合格している方。

入学手続き時における納付金の取り扱い

・ 入学金（20 万円）

○入学手続きをされる全ての方

入学 1 次手続き締切日までに入学金（20 万円）を納入してください。

一般選抜（C 日程・グループディスカッション入試）に合格した方は、3 月 25 日（水）までに納入してください。

※併願型の入試方式に合格した方で最終的に本学に入学しなかった場合、
納入いただいた入学金は返還いたしません。

・ 減免後の授業料（大学委託徴収金含む）

○総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜（A 日程）で合格した方

「修学支援新制度利用のための学納金延納申込書」を各入試方式の延納 2 次
手続き日＜消印有効＞までに提出することで、減免後の授業料（大学委託徴収
金含む）の納入を 3 月 16 日（月）まで延期することが可能です。

○一般選抜（B 日程）で合格した方

「修学支援新制度利用のための学納金延納申込書」を 3 月 16 日（月）の延納
2 次手続き日＜消印有効＞までに提出することで、減免後の授業料（大学委託
徴収金含む）の納入を 3 月 30 日（月）まで延期することが可能です。

○一般選抜（C 日程・グループディスカッション入試）で合格した方

「修学支援新制度利用のための学納金延納申込書」を入学手続き締切日＜消印
有効＞までに提出し、3 月 30 日（月）までに納入してください。

その他

学納金納付方法の詳細につきましては、合格者にご案内する「入学手続きの手引き」
で必ずご確認ください。